

## 教育施設へ入所する前の手続き等

教育施設とは、幼稚園等の小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設です。4ページの教育施設（幼稚園・認定こども園）が該当します。保護者の就労状況に関係なく、小学校就学前に集団生活に慣れさせたい、基礎教育を学ばせたい方が利用できます。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が開始し、幼稚園は新制度に移行した園と移行しない園に分かれました。提供されるサービスが大きく異なることはありませんが、移行した幼稚園と移行しない幼稚園では手続き方法等が異なりますのでご注意ください。

### ★利用できる教育施設★

#### ○新制度に移行しない幼稚園（未移行幼稚園）

原則として、3歳～5歳のお子様を対象ですが、幼稚園により受け入れ年齢は異なります。幼稚園によっては、年度当初（4月）は2歳のお子様を年度途中で誕生日を迎えて3歳となったお子様を「満3歳児」として受け入れている場合や、3歳未満児への体験保育などを実施している幼稚園もあります。

#### ○新制度に移行した幼稚園（新制度幼稚園）

3歳から通う3年保育、4歳から通う2年保育があります。

①令和3年度は行田市内に新制度幼稚園はありません。

#### ○認定こども園（教育）

幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。

0歳～5歳のお子様を利用できますが、教育のみの利用の場合3歳からです。

保育を利用する場合は、申請方法などが異なりますので、詳しくは、5ページをご覧ください。

### ★預かり保育★

通常の教育時間の前後に預かり保育を実施している幼稚園もあります。詳しくは、各幼稚園へ直接お問い合わせください。

## ★教育・保育給付認定、施設等利用給付認定★

新制度幼稚園や認定こども園を利用する方は、市から教育・保育給付認定を受ける必要があります。また、未移行幼稚園や預かり保育を利用して利用料無償の適用を受けるためには、一定の要件を満たした上で、市から事前に施設等利用給付認定を受ける必要があります。

認定申請の受理後、原則30日以内に支給認定証又は施設等利用給付認定決定通知書を交付します。ただし、4月入所受付時は認定事務が集中するため、支給認定証等の交付は2月中を予定しています。

### ○認定の種類

- ・教育・保育給付認定第1号認定（1号）：新制度幼稚園及び認定こども園に入園している満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保育認定以外のもの
- ・施設等利用給付認定第1号認定（新1号）：子どものための施設等（未移行幼稚園や預かり保育）を利用している満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号・新3号以外のもの
- ・施設等利用給付認定第2号認定（新2号）：子どものための施設等（未移行幼稚園や預かり保育）を利用している満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって保育を必要とする事由に該当するもの
- ・施設等利用給付認定第3号認定（新3号）：子どものための施設等（未移行幼稚園や預かり保育）を利用している満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって保育を必要とする事由に該当するもののうち、市町村民税非課税世帯であるもの

### ※利用施設別

利用施設	預かり保育の利用	認定	認定のための条件		
			保育の必要性	年齢	税額
認定こども園	あり	1号+新2号	あり	3～5歳児	条件なし
		1号+新3号	あり	満3歳	非課税
	なし	1号	なし	満3歳～5歳児	条件なし
新制度幼稚園	あり	1号+新2号	あり	3～5歳児	条件なし
		1号+新3号	あり	満3歳	非課税
	なし	1号	なし	満3歳～5歳児	条件なし
未移行幼稚園	あり	新2号	あり	3～5歳児	条件なし
		新3号	あり	満3歳	非課税
	なし	新1号	なし	満3歳～5歳児	条件なし

## ○保育を必要とする事由

新2、3号認定を受けるためには、保育を必要とする事由に該当する必要があります。保育を必要とする事由は次のとおりです。

- ・就労（月64時間以上の就労が対象）
- ・妊娠・出産（出産前6週間、出産後8週間）
- ・保護者の疾病・障害
- ・同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ・求職活動（施設の利用開始後、90日以内の就労が前提）
- ・就学
- ・育児休業取得中に、既に保育施設を利用しているお子様がおり、継続利用が必要であること
- ・災害復旧
- ・その他、上記以外で市町村が認める事由

## ★入所手続き★

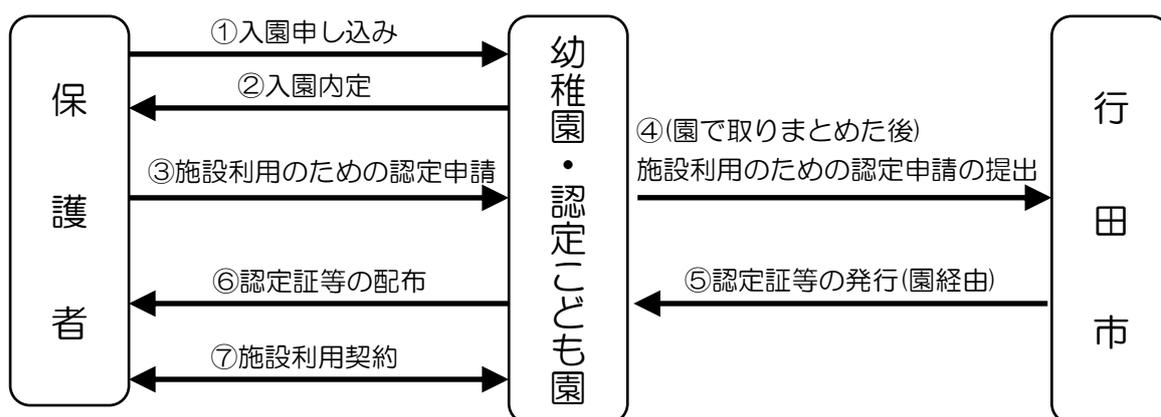
### ○入所締め切り等

原則、各幼稚園・認定こども園に確認してください。

※4ページの行田こども園を除く教育施設については、4月入所のみ受付開始日等を同日にしています（やごうこども園の保育部分は7ページの日程になります）。

- ・願書の配布 令和2年10月15日（木）から
- ・配布場所 各幼稚園
- ・願書の受付 令和2年11月1日（日）から

### ○手続きの流れ



※入所時期や園によっては、⑥認定証等の配布が行田市から直接郵送する（園を経由しない）場合や⑦施設利用契約が事前になる場合があります。